

加盟クラブ 各位

公益財団法人日本ライフセービング協会  
(事務連絡)

**登録管理システム「LIFE SAVERS」のご案内**  
**クラブ登録及び個人登録等について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、JLA 諸事業に対しまして多大なるご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2019 年度、NPO 法人から公益財団法人への法人格の切り替えにともない、会員会費制度の廃止に代わる資格登録制度を新たに設定し、それを機にクラブ/個人の登録管理システムを導入しました。

つきましては、以下のガイドを参考に 2020 年度のお手続きをお願いする次第です。大切な内容となりますので、各クラブの皆様におかれましてはメンバー各位へのご周知ご理解の程お願い申し上げます。

敬具

■クラブ・個人・都道府県協会 : 登録管理システムでの作業スケジュール

	2月21日(金)～3月6日(金)まで	3月7日(土)～4月30日(木)まで
都道府県協会	① 2020年度登録クラブの承認 ② 未登録クラブの登録督促 ③ 口座情報などの設定確認	① 2020年度登録クラブの承認 ② 未登録クラブの登録督促
クラブ	① 所在地となる都道府県協会への「2020年度」の登録作業  ※新規都道府県協会は、「福島県」「茨城県」「東京都」「兵庫県」「鳥取県」「徳島県」。 ※2019年度に団体登録されているクラブは必ず継続登録作業をお済ませください。	① クラブメンバーの承認作業  ※都道府県協会への団体登録がお済みでない個人がクラブに登録できない状況となりますので、都道府県協会への団体登録は期限内に確実に済ませてください。
個人	* * * * * (特に作業はございません)	① JLA-ID をお持ちの方は個人管理ページで2020年度の所属クラブへのメンバー申請および保有資格の確認、各種登録費支払い手続きをお済ませください。  ※資格登録は1年ごととなり資格登録費は毎年のお支払いとなります。資格登録費のお支払いがない場合、資格が失効となりますのでご注意ください。

## 1. 会員登録制度の廃止に代わる資格登録制度への変更

- (1) 2019年度より、NPO法人から公益財団法人への法人格の切り替えにともない、これまでの「会員登録制度+資格登録制度」から「資格登録制度」に変更しています。
- (2) 制度変更を機会に、2019年度より登録管理システム「LIFESAVERS」を導入しています。
- (3) この登録管理システムに個人で登録（無料）、JLA-IDを取得し個人管理ページが作成されます。

これまで	これから
・会員登録制度（年会費/会員番号） ・資格登録制度（有効期限/資格番号）	・資格登録制度（登録費/JLA-ID）

## 2. 登録管理システム「LIFESAVERS」の特徴

<http://life-savers.jp>

 **LIFESAVERS**



- (1) システムで取得した JLA-ID により諸手続きが簡略になります。
- (2) JLA-ID は誰でも無料で取得することができます。クラブに無所属でも、また、資格をもっていなくても登録することができます。
- (3) インターネットを利用した個人管理ページを通じて登録情報の確認・変更、資格登録手続き、講習会等の申込み、登録料等の支払い手続きができます。
- (4) JLA-ID の取得後、個人の保有資格を確認することができそのまま資格登録することができます。登録手続きがないと資格が失効となりますのでご注意ください。

## 3. クラブ登録の概要

- (1) 地域クラブ：従来の JLA への登録から都道府県協会への登録となります  
＜活動地に都道府県協会あり＞ → 所在地の都道府県協会に登録（第 1 種または第 2 種を選択）  
＜活動地に都道府県協会なし＞ → 割当となる都道府県協会に登録（第 1 種または第 2 種を選択）
- (2) 学校クラブ（教育機関クラブ）：従来のまま JLA への登録となります  
＜大学＞ → JLA 登録（第 3 種または第 4 種を選択）※学校クラブ登録に加え第 1 種の選択も可  
＜高校＞ → JLA 登録（第 5 種または第 6 種を選択）※学校クラブ登録に加え第 1 種の選択も可
- (3) 登録のためのクラブ要件：別紙 B 参照「加盟クラブの要件」参照

＜資料＞

- 別紙「都道府県協会と各クラブ割当」
- 別紙「加盟クラブの要件」

（続く）

## 4. クラブ登録の手順と方法

「LIFESAVERS」のトップページ掲載資料参照

- ・「JLA-IDについて」
- ・「クラブ新規登録ガイド」

### 2019年度、すでに団体登録済みのクラブの場合（継続登録）

(1) 2020年度のクラブ継続登録とクラブメンバーの承認作業の手順

- ① ここからの以下の作業は【2020年2月21日】から可能となります。
- ② クラブシステム管理者は2019年度クラブ継続登録を、登録先となる「都道府県協会(第1-2種)」又は「JLA(第3-6種)」に継続申請し承認を得ます。
- ③ 継続申請の際に必要な書類は以下となりますので必ず添付して下さい。
  - ・「指導員/認定ライフセーバー登録名簿申請書」(書式01~03) ※システム上に掲載
  - ・「事業計画書」(書式04) ※システム上に掲載
  - ・クラブの定款または規約(クラブで準備/PDFやword等)
- ④ この時点で2020年度の団体登録費の支払いが発生しますのでシステムを通じて支払い手続きを行ってください。
- ⑤ 上記作業完了後、【2020年3月7日】以降、クラブメンバーからクラブ加入登録申請がクラブシステム管理者ページに届きますので個々メンバーを承認してください。

### 2020年度から新規で団体登録を予定するクラブの場合（新規登録）

(1) 2020年度のクラブ新規登録とクラブメンバーの承認作業の手順

- ① ここからの以下の作業は【2020年2月21日】より可能となります。
- ② クラブシステム管理者が個人のJLA-IDを取得します。
- ③ クラブシステム管理者はクラブ新規登録ガイドを参照にクラブを登録します。その際、クラブの登録先となる「都道府県協会(第1-2種)」又は「JLA(第3-6種)」にクラブ登録を申請し承認を得ます。
- ④ 申請の際に必要な書類は以下となりますので添付して下さい。
  - ・「指導員/認定ライフセーバー登録名簿申請書」(書式01~03) ※システム上に掲載
  - ・「事業計画書」(書式04) ※システム上に掲載
  - ・クラブの定款または規約(クラブで準備/PDFやword等)
- ⑤ この時点で2020年度の団体登録費の支払いが発生しますのでシステムを通じて支払い手続きを行ってください。
- ⑥ 上記作業完了後、【2020年3月7日】以降、クラブメンバーからクラブ加入登録申請がクラブシステム管理者ページに届きますので個々メンバーを承認してください。

(続く)

## 5. 個人によるクラブ登録の概要と手順

- (1) クラブに所属している/していないにかかわらずJLA-IDを無料で取得できます。
- (2) JLA-IDを取得した上で、クラブメンバー登録が可能です。
- (3) クラブメンバーは個人管理ページで所属クラブの情報を確認することができます。
- (4) 個人は複数のクラブに所属することができます。
- (5) 個人は年度中においても所属クラブを追加・変更することができます。

### ◆2020年度の個人によるクラブ登録の手順と方法

クラブメンバー登録は1年ごととなります。

2020年度のクラブメンバー登録を【2020年3月7日】～【2020年4月30日】までにお済ませください。

以下の該当するパターンからクラブに加入申請を行ってください。

#### ○ 2019年度クラブメンバー登録済みの個人向け

##### ① 2019年度と同じクラブに所属する場合

個人管理ページの「所属・登録管理」項目の「継続加入申請」から加入申請を行ってください。

##### ② 2019年度とは異なるクラブに所属する場合

個人管理ページの「所属・登録管理」項目の「クラブへの加入申請」から加入申請を行ってください。

#### ○ 2020年度にクラブに新規登録する個人向け

個人管理ページの「所属・登録管理」項目の「クラブへの加入申請」から加入申請を行ってください。

## 6. 個人による資格登録の概要と手順

- (1) 資格を持っている/持っていないにかかわらずJLA-IDを無料で取得できます。
- (2) JLA-IDを取得した上で、資格登録が可能です。
- (3) システム上で資格を取得する際には、個人の判断により、資格登録費を納める1つの都道府県協会を選択する必要があります。
- (4) 個人が選択する都道府県協会は、個人が在住する都道府県協会、または、在住地に都道府県協会がない場合は割り当てに該当する都道府県協会を選択することを原則とします。
- (5) 選択した都道府県協会は、同年度内では変更することはできません。
- (6) 資格保有者は個人管理ページで保有資格を確認することができます。

### ◆資格登録費を納める都道府県協会を選択する方法

#### ○ 2019年度資格登録済みの個人向け（2月18日までに2019年度の資格を保有している方向け）

##### ① 2019年度と同じ都道府県協会に資格登録費を納める場合

個人は資格登録費を納める都道府県協会を選択する必要はなく、2019年度資格登録費を納めた都道府県協会が、2020年度に資格登録費を納める都道府県協会に自動的に設定されます。

##### ② 2019年度とは異なる都道府県協会に資格登録費を納める場合

【2020年2月18日】までに、個人管理ページの「個人情報照会画面」から個人情報変更画面に移り、「2020年度の資格登録費納入先都道府県」から、2020年度に資格登録費を納めたい都道府県協会を選択して下さい。

○ 2019年度資格取得予定の個人向け（2020年2月19日以降に認定日が設定されている2019年度の講習会で、2019年度の資格を取得する方向け）

2020年2月19日以降に認定日が設定されている2019年度の講習会を受講し、2019年度で初めて資格を取得する個人については、その個人が2019年度でクラブに所属していない場合、受講した講習会の講習会費が納入される都道府県協会が、その個人が2020年度資格登録費を納める都道府県協会となります。（講習会を合格した場合のみ）

ただし、個人が既に2019年度でクラブに所属している場合、その個人が最初に所属完了となったクラブの所属先都道府県協会が、2020年度資格登録費を納める都道府県協会となります。

- ① 上記のルールによって決定する都道府県協会と同じ都道府県協会に資格登録費を納める場合  
個人は資格登録費を納める都道府県協会を選択する必要はなく、上記のルールによって決定する都道府県協会が、2020年度に資格登録費を納める都道府県協会に自動的に設定されます。
- ② 上記のルールによって決定する都道府県協会と異なる都道府県協会に資格登録費を納める場合  
各個人が受講する2019年度講習会の認定日まで、個人管理ページの「個人情報照画面」から個人情報変更画面に移り、「2020年度の資格登録費納入先都道府県」から、2020年度に資格登録費を納めたい都道府県協会を選択して下さい。

○ 2020年度に新規で資格を登録する個人向け

以下の3つの手続きから、資格登録費を納める都道府県協会を1つ選択して下さい。

以下の3つの手続きのうち、最初に行った手続きで選択した都道府県協会が、2020年度に資格登録費を納める都道府県となります。

- ① 選手登録申請  
選手登録を行う個人については、選手登録申請の際に「登録団体」を選択する画面があるので、その画面で資格登録費を納める都道府県協会を選択して下さい。
- ② 講習会受講  
講習会を受講した個人については、その個人がクラブに所属していない場合、受講した講習会の講習会費が納入される都道府県協会が、その個人が資格登録費を納める都道府県協会となります。（講習会を合格した場合のみ）  
ただし、個人が既にクラブに所属している場合、その個人が最初に所属完了となったクラブの所属先都道府県協会が、資格登録費を納める都道府県協会となります。
- ③ 資格移行  
システム開始前に資格を保有していた個人については、資格移行画面で「都道府県」を選択する画面があるので、その画面で資格登録費を納める都道府県協会を選択して下さい。

別紙「都道府県協会と各クラブ割当」

◆新年度の資格登録の手順と方法

- ① 資格登録は1年ごととなります。
- ② 2020年度の資格登録費や選手登録費のお支払い手続きを【2020年3月7日】～【2020年4月30日】までにお済ませください。なお、過去年度分の資格登録費が支払われていない場合は、2020年度分の資格登録費と合わせてお支払い下さい。

## 7. 各種登録費及び講習会費

### (1) 団体登録費

種 別	団体登録費（年）
第1種クラブ（地域クラブ想定）	¥60,000
第2種クラブ（地域クラブ想定）	¥15,000
第3種クラブ（大学クラブ想定）	¥20,000
第4種クラブ（大学クラブ想定）	¥5,000
第5種クラブ（高校クラブ想定）	¥15,000
第6種クラブ（高校クラブ想定）	¥3,000

1. 団体登録費は登録の年度内（4月1日より翌年3月31日まで）を有効とする。
2. 団体登録費は年度途中の登録でも月割等の割引はしない。
3. 団体登録費は年度途中の退会でも返金は行わない。
4. 団体登録費にはJLA費・都道府県協会費を含む。
5. 第3～6種クラブはJLAが管理するため団体登録費には都道府県協会費は含まない。

### (2) 資格登録費/選手登録費

#### ○ 認定ライフセーバー資格の定義

「サーフ、プールLG、IRB、リーダー」の有資格者のこと。監視・救助・救護等の安全管理に適切に対応できる基礎的な知識と技能を持った者をいう。ユニフォームは、認定ライフセーバーは「黄色と赤色」。区分けとして、BLS及びWS資格者は「白色と赤色」。

資格登録費(年) (JLA費、都道府県協会費含む)		備考
認定LS資格（一般、大学生）	¥4,500	複数資格の取得でも同一料金とする
認定LS資格（高校生）	¥2,500	複数資格の取得でも同一料金とする
指導員資格（1資格）	¥15,000	
A級B級C級審判員資格	¥4,500	高校生は免除
S級審判員資格	¥15,000	
選手登録費（年） (JLA費、都道府県協会費含む)		
一般、大学生	¥7,000	
高校生	¥1,500	
中学生	¥1,000	
小学生	¥500	
総登録費	¥20,000	複数資格の年度内における合算上限

#### ◆登録費の考え方

- ① 認定LS資格の登録費は複数資格であっても同一料金（一般大学生¥4500/高校生¥2500）。
- ② 認定LS資格と審判員資格は、それぞれ登録費を必要とする。
- ③ 「ABC級審判員資格登録費」と「選手登録費（一般、大学生）」は、どちらから支払っても上限¥7,000とする（支払う順番によって金額に差異を発生させない）。
- ④ 「認定LS資格」と「指導員資格（1資格）」はどちらから支払っても上限¥15,000とする（支払う順番によって金額に差異を発生させない）。
- ⑤ 高校生は審判員資格登録費を免除する。
- ⑥ 資格登録・選手登録は年度の途中でも登録は可能とする。
- ⑦ 登録費の総額は、年度内において、¥20,000を合算上限とする。

例) 指導員 ¥20,000 (WS Ins. + BLS Ins. + Surf Ins. = ¥45,000) →合算上限摘要  
 指導員 ¥15,000 (WS Ins. ¥15,000 + 認定LS ¥4,500 = ¥15,000) →上記④適用  
 審判員 ¥9,000 (認定LS ¥4,500 + C級審判員 ¥4,500 = ¥9,000) →上記②適用

選手 a ¥20,000 (3Ins. ¥45,000+選手登録¥7,000+C級審判¥4,500=¥56,500) →合算上限摘要

選手 b ¥11,500 (認定LS¥4,500+選手登録¥7,000+C級審判¥4,500=¥16,000) →上記③適用

⑧ 一度支払われた登録費は返金しない。

(3) 初回講習会費（資格登録費含む）

◆主催及び主管について

「主催」：JLA（資格講習会・検定試験）

「主管」：1. JLA に加盟の都道府県協会、第一種登録クラブ及び理事長が認めたもの。

2. BLS 及びウォーターセーフティ講習会は、BLS・インストラクター、ウォーターセーフティ・インストラクターが「主管」することができる。

区分	コース	講習会名（一部略）	講習会費
BLS	BLS	BLS サポーター	¥0
		BLS（学校特割）	¥4,300
		BLS（一般）	¥7,500
ウォーターセーフティ（WS）	WS	WS サポーター	¥0
		WS（学校特割）	¥2,200
		WS（一般）	¥4,500
認定ライフセーバー	サーフ	ベーシック SLS	¥32,000 A) ¥27,500
		アドバンス SLS	¥27,500
	プール	プール LG	¥24,000 B) ¥19,500
		アドバンス PLG	¥19,500
	IRB	IRB・クルー	¥28,000
		IRB・ドライバー	¥28,000
	ジュニア	リーダー	¥8,000
指導員	BLS	BLS 指導員	¥50,000
	WS	WS 指導員	¥25,000
	サーフ	サーフ指導員	¥30,000
	プール	プール指導員	¥35,000
	IRB	IRB 指導員	¥25,000
	ジュニア	ジュニア指導員	¥20,000
C級審判員		C級審判員	¥6,000

1. A) プール LG 取得済みの場合、資格登録費は不要とする。
2. B) ベーシック SLS 取得済みの場合、資格登録費は不要とする。
3. 講習会費には JLA 費（技術開発費・教材費・保険料）、講習会運営費、都道府県協会費を含む。
4. 講習会の保険は全て JLA で加入する。
5. WS、プール LG は施設使用費としてプール利用料を主管者が設定し徴収することができる。
6. 認定 LS の資格登録費は初回講習会費に含む。資格取得の翌年度から資格登録費が必要となる。
7. 指導員講習会は都道府県協会又は JLA のみ主催可能とする。

(4) 更新講習会費

区分	コース	講習会名（一部略）	講習会費
BLS	BLS	BLS（教育特割）	¥3,000
		BLS・認定LS更新	¥5,500
認定ライフセーバー	全て共通	BLS・認定LS更新	¥5,500
指導員	全て共通	指導員更新	¥5,500

1. 更新年度は「更新講習会費＋資格登録費（翌年度分）」を必要とする。
2. 講習会費にはJLA費（技術開発費・教材費・保険料）・講習会運営費・都道府県協会費を含む。
3. ウォーターセーフティ資格には更新講習会はなく再受講となる。
4. 現在のところ認定LS資格更新とBLS資格更新の内容は同じなので同額とする。
5. 指導員講習会は都道府県協会又はJLAのみ主催可能とする。

◆所在地都道府県とシステム上での都道府県

2020年度、クラブが加盟団体への申請時や、個人が資格登録や選手登録を行う場合など、システム上での都道府県は下表の通り。

都道府県協会が属するブロック	都道府県協会	管轄する都道府県	都道府県協会が属するブロック	都道府県協会	管轄する都道府県	
北海道・東北	北海道	北海道	近畿	京都府	京都府	
	岩手県	青森県			大阪府	
		岩手県			滋賀県	
	山形県	秋田県			奈良県	
		山形県			和歌山県	
	宮城県	宮城県		兵庫県	兵庫県	
福島県	福島県	島根県	島根県			
北信越	新潟県	新潟県	中国	岡山県	岡山県	
		長野県			広島県	
		富山県			山口県	
	福井県	福井県		鳥取県	鳥取県	
		石川県		徳島県	徳島県	
北関東	茨城県	茨城県	四国	香川県	香川県	
	千葉県	千葉県			愛媛県	
		栃木県			高知県	
		埼玉県		福岡県	福岡県	
	南関東	東京都		東京都	九州・沖縄	大分県
神奈川県			神奈川県			
山梨県		山梨県	長崎県			
			宮崎県	宮崎県		
東海	静岡県	静岡県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	
					愛知県	愛知県
	三重県	三重県	三重県	三重県	三重県	三重県
						岐阜県



	第1種クラブ	第2種クラブ
要件	(1)本協会インストラクターを1名登録すること。なお、登録するインストラクターは、他の加盟クラブに登録するインストラクターと兼ねることはできない。 (2)クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが9名以上いること。 (3)定款・規程等があること。 (4)主たる活動拠点となる都道府県協会に加盟すること。	(1)クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが1名以上いること。 (2)定款又は規程等があること。 (3)主たる活動拠点となる都道府県協会に加盟すること。 (4)第2種クラブとしての加盟後5年以内のクラブとする。
加盟	都道府県協会に登録申請	
権利	・本協会、地域協会及び都道府県協会が主催する事業に参加 (1)「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用 (2)各種講習会の主管。ただし、指導員養成講習会は除く (3)本協会の主催及び認定競技会の参加 (4)本協会の定める各種助成への応募	・本協会、地域協会及び都道府県協会が主催する事業に参加(1)「日本ライフセービング協会準加盟」の呼称使用 (2)地域ライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会との各種講習会の協力。ただし、指導員養成講習会は除く (3)本協会の主催及び認定競技会の参加 (4)本協会の定める各種助成への応募
届出義務	(1)事業計画書・報告書 (2)認定ライフセーバー名簿 (3)その他本協会が提出を求めた書類を都道府県ライフセービング協会に届出	
団体登録費	60,000円 都道府県協会に支払い	15,000円 都道府県協会に支払い

- 地域クラブ(第1種・第2種)の監督及び登録管理は都道府県協会が行う。

	第3種クラブ	第4種クラブ	第5種クラブ	第6種クラブ
要件	(1)大学、短期大学、専門学校によって認められたクラブであること。 (2)定款・規程等があること。 (3)監督又は顧問がいること。 (4)1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。	(1)大学、短期大学、専門学校によって認められたクラブであること。 (2)クラブ員又は部員が5名以内であること。 (3)1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。	(1)高等学校によって認められたクラブであること。 (2)監督又は顧問がいること。	(1)高等学校によって認められたクラブであること。 (2)クラブ員又は部員が5名以内であること。
加盟	本協会に登録申請			
権利	(1)本協会、地域ライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する対象クラブ事業への参加。 (2)「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用。 (3)本協会の主催及び認定競技会の参加。 (4)本協会の定める各種助成への応募。 *各種講習会の主管は出来ない(但し、第3種クラブが都道府県協会に第1種登録を行えば可能)			
届出義務	(1)事業計画書・報告書 (2)その他本協会が提出を求めた書類を本協会に届出			
団体登録費	20,000円 本協会に支払い	5,000円 本協会に支払い	15,000円 本協会に支払い	3,000円 本協会に支払い

- 教育機関クラブの監督及び登録管理は本協会が行う。